

公立大学法人秋田公美術大学知的財産取扱規程

平成31年 3 月 29 日

規 程 第 1 0 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の教職員等が行った発明等の取扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明および研究意欲の向上を図るとともに、研究成果を地域社会へ還元することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員等 次に掲げるものをいう。

ア 法人の役員、常勤教職員、嘱託職員および臨時職員

イ その他任用又は委嘱に当たって職務発明について法人と契約がなされている者

(2) 発明等 次に掲げるものをいう。

ア 特許法（昭和34年法律第121号）第 2 条第 1 項に規定する発明

イ 実用新案法（昭和34年法律第123号）第 2 条第 1 項に規定する考案

ウ 意匠法（昭和34年法律第125号）第 2 条第 1 項に規定する意匠の創作

エ 商標法（昭和34年法律第127号）第 2 条第 1 項に規定する商標

オ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号。以下「半導体集積回路法」という。）第 2 条第 2 項に規定する回路配置の創作

カ 著作権法（昭和45年法律第48号）第 2 条第 1 項第10号の 2 に規定するプログラムおよび同項第10号の 3 に規定するデータベースの創作

キ 種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する品種の育成

ク アからキまで以外の技術情報のうち、秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値があるもの（以下「ノウハウ」という。）の案出

(3) 発明者 発明等をした教職員等をいう。

(4) 知的財産権 次に掲げるものをいう。

ア 特許法第29条第1項に規定する特許を受ける権利、実用新案法第3条第1項に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法第3条第1項に規定する意匠登録を受ける権利、商標法第3条第1項に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路法第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定登録を受ける権利および種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利ならびに外国におけるこれらの権利に相当する権利

イ 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路法に規定する回路配置利用権および種苗法に規定する育成者権ならびに外国におけるこれらの権利に相当する権利

ウ 著作権法第2条第1項第10号の2に規定するプログラムの著作物および同項第10号の3に規定するデータベースの著作物に係る同法第21条から第28条までに規定する著作権ならびに外国におけるこれらの権利に相当する権利

エ ア、イ又はウに掲げる権利の対象とならないノウハウを使用する権利

(5) 職務発明 法人が費用その他の支援をした研究等又は法人が管理する施設設備を利用した研究等に基づき教職員等が行った発明等をいう。

(6) 実施 特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路法第2条第3項に定める行為、種苗

法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号および同項第19号に定める行為ならびにノウハウの使用をいう。

(権利の帰属)

第3条 法人は、職務発明に係る知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、職務発明に係る知的財産権が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、承継しないことができる。

(1) 公共の利益に資するため、当該職務発明の普及又は実用化を図る場合

(2) 当該職務発明の実施が見込めないと認められる場合

(3) 当該職務発明に係る知的財産権の承継又は維持が経済的に困難であると認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該職務発明に係る知的財産権を承継することが不相当であると認められる場合

3 理事長は、職務発明に係る知的財産権を承継しないときは、発明者に帰属させることができる。

(発明等の届出)

第4条 教職員等は、発明等を行ったときは、速やかに発明届(様式第1号)を理事長に届け出なければならない。

2 理事長は、前項の発明等の届け出があったときは、部会に諮問しなければならない。

(知的財産専門部会)

第5条 理事長の諮問に応じ、職務発明に関する事項を審議するため、知的財産専門部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 発明等が職務発明に該当するか否かの審査

(2) 職務発明に係る知的財産権を本学が承継するか否かの審査

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項に関する審査

第6条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 社会連携委員長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 事務局長

2 部会に部会長を置き、社会連携委員長をもって充てる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、発明者その他の関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

第7条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 部会の審議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(承継の決定等)

第8条 理事長は、部会からの答申を受け、発明等が職務発明に該当するか否かについて認定し、該当すると認定したときは、職務発明に係る知的財産権を承継するか否かについて決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により承継することを決定したときは、その旨を発明者に通知しなければならない。

(異議の申立)

第9条 発明者は、前条第1項の規定による決定について異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に理事長に対し異議申立書(様式第3号)を提出することができる。

2 理事長は、前項の異議の申立てがあったときは、部会に諮問しなければならない。

(権利の譲渡)

第10条 発明者は、第8条第2項の規定による通知を受けたときは、権利譲渡書(様式第2号)を理事長に提出しなければならない。

(出願等)

第11条 理事長は、第8条第1項の規定により職務発明に係る知的財産権

を法人が承継すると決定したときは、特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令により定められた権利を保護するための手続（以下「出願等」という。）を行うものとする。

2 発明者は、出願等に必要な事項について協力しなければならない。

（第三者への譲渡の制限）

第12条 発明等を行った教職員等は、理事長が当該発明等について職務発明に該当しないと認定し、又は職務発明に該当すると認定した上で職務発明に係る知的財産権を承継しないと決定した後でなければ、当該発明等について出願等をし、又は職務発明に係る知的財産権を第三者に譲渡してはならない。

（補償金の支払）

第13条 理事長は、第11条第1項の出願等をしたときは、別表1に定める出願時補償金を発明者に支払うものとする。

2 理事長は、特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令により定められた権利を受けたことにより収入を得たときは、発明者に別表2の左欄に掲げる収益金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める配分割合を乗じた実施時補償金を支払うものとする。

3 前2項に規定する補償金の支払を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分の割合に応じて支払うものとする。

（発明者の退職又は死亡による実施時補償金の支払）

第14条 発明者が有する実施時補償金の支払いを受ける権利は、当該発明者が退職した後においても存続するものとする。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、その相続人が承継するものとする。

（秘密保持）

第15条 教職員等、委員その他の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第16号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第13条関係）

区 分	金 額
出願等補償金	発明等1件当たり 10,000円

備考 複数国の外国出願等する場合であっても、1件の出願等として取り扱うものとする。

別表2（第13条関係）

収益金額（年度ごと）	配分割合
100万円以下	60%
100万円超1,000万円以下	50%
1,000万円超	40%

備考 特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令により定められた権利を受けたことより収入を得たときは、その収入額から出願等に要した経費を控除した額を収益金額とする。